

鳥取県西部地震 25 年シンポジウム開催業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県西部地震 25 年シンポジウム開催業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和 7 月 10 月 31 日（金）まで

3 業務の目的

令和 7 年は、鳥取県西部地震(平成 12 年 10 月 6 日) から 25 年の節目にあたることからシンポジウムを開催し、この機会を捉えて、風化が懸念される鳥取県西部地震の教訓や災害は他人事ではないという認識を広く県民に再認識していただくとともに、地震等に備えた取組みや地震に関する最新の知見を紹介することにより、県民の防災意識の向上を図り、県民一人一人が防災・減災マインドを醸成する契機とする。

4 シンポジウムの概要

(1) シンポジウム名

「鳥取県西部地震 25 年シンポジウム」（以下「シンポジウム」という。）

(2) 主催：鳥取県、総務省消防庁（予定）

(3) シンポジウムの内容

- ア オープニング
- イ 有識者による基調講演
- ウ パネルディスカッション

(4) 開催日時

令和 7 年 10 月 6 日（月）午後 1 時から午後 5 時まで

(5) 開催場所（発注者側で予約済）

- ・米子コンベンションセンター 国際会議室（米子市末広町 294）
- ・定員 200 席

※その他、スタッフルーム、特別控え室を予約済み。現在の予約時間は当日午前 9 時から午後 10 時までとしているが、時間の延長を希望する場合は、別途発注者と協議すること。

5 本業務の内容

ア シンポジウムの内容について必須とする事項

- a オープニング
- b 有識者による基調講演
講師は発注者が指定する。
- c パネルディスカッション
コーディネーター及びパネリストは発注者が指定する。
- d 上記以外の内容については、別途発注者と相談の上、決定すること。

イ 企画・運営に関する業務

- (ア) 運営に必要な費用の支払（講師謝金・旅費、会場使用料、会場付帯設備使用料、「国際会議室らく得パック」により会場施設が行う国際会議室内の机・椅子の設営・撤去費を除く）
- (イ) 司会者によるイベントの進行管理

(ウ) シンポジウムの内容（上記ア a、b、c の内容）についての写真、映像の記録

(エ) その他イベント企画・運営に関する業務全般

ウ 会場の設営・撤去に関する業務

(ア) 各種看板、受付、案内所

※会場付帯設備（別紙 1 予約済み会場付帯設備一覧を参照）で不足する場合は、別途調達すること。

※シンポジウム会場（国際会議室）内の机・椅子の設営・撤去については、「国際会議室らく得パック」により会場施設が行うため、業務に含めない。

(イ) 障がい者等に配慮した会場設営

・手話通訳及び要約筆記等の配置 等

(ウ) 清掃及び会場の現状回復、ごみ収集・処分

(エ) 会場に鳥取県西部地震の記録の紹介及び地域・家庭での地震対策の普及啓発を目的とした展示（パネル展示、啓発コーナー等）を設置すること

※展示するパネルは A1 サイズ 10 枚とし、発注者が指定するデータをスチレンボードに貼り付けたものを作成すること。また、啓発コーナーは、発注者が指定する防災グッズやポスター等を掲示すること。

※展示場所については、別紙 2 会場図面を参照すること。

(オ) その他会場の設営全般

エ 来場者に関する業務

(ア) 会場内の来場者受付、誘導

(イ) 来場者の安全確保及び危機管理

(ウ) 来場者に対するアンケートの実施及び集計業務

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、手指消毒等の感染防止対策を行うこと

オ 広報に関する業務

(ア) シンポジウムと同時期に日野町で行う予定の「西部地震から 25 年フォーラム」を併せて周知するためのチラシ及びポスターの作成並びに関係機関等への配架

※同時期に日野町で実施予定の「西部地震から 25 年フォーラム」（以下、「フォーラム」という）。についても併せて周知する内容とすること。なお、フォーラムは日野ボランティア・ネットワークが主催するものであるので、詳細を発注者に別途確認すること。

(イ) 県西部を対象とする新聞への折込チラシを 1 回以上行うこと

(ウ) その他 SNS、ソーシャルメディア等を活用した広報を実施すること

カ 諸物品の作成・調達に関する業務

(ア) 運営マニュアルの作成

(イ) スタッフ証（名札）の作成及び配布

(ウ) 進行台本、来場者配布資料の作成

(エ) その他必要な諸物品の作成及び調達

6 実施計画の策定

次に記す内容が記載された実施計画書を作成し、発注者が別途連絡する日までに提出すること。

(1) 会場の配置及び装飾計画

(2) 実施計画（内容、タイムスケジュール等）

(3) その他実施計画に関する業務（打ち合わせへの出席等）

7 留意事項

- (1) 本業務を進める過程において、発注者と十分協議の上、作業を進めること。
- (2) 本業務を確実に遂行するための必要人員（最低限3人以上）は、受注者において配置するものとする。この際、人件費・交通費・宿泊費・食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、全て契約金額に含めるものとする。（県職員のスタッフは、原則配置しないものとするが、業務内容等を勘案・協議の上、配置する場合がある。）
- (3) 設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (4) 本業務に係る物品・役務等の調達の際には、県内の障がい者就労系事業所への発注を検討・実施すること。

なお、障がい者就労系事業所の製品等に関する情報については、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課のホームページ上の『は一とふるTOTTORI』に掲載しているので、活用すること。

『は一とふるTOTTORI』(<https://db.pref.tottori.jp/heartful.nsf/index.htm>)

- (5) 広報等の実施にあたっては、障がい者等に配慮したものとする。

8 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務に係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。

9 著作権及び肖像権などの権利関係

- (1) 本業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第26条の3、第27条及び28条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を上映し、公共放送し、展示し、頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。
- (4) 成果物の用途上、受注者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

10 再委託の制限

- (1) 発注者は、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ文書による発注者の承認を得なければならない。
- (3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の承認をしないものとする。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的かつ軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (4) 受注者は(2)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にもこの契約に基

づく一切の義務を遵守させるとともに発注者に対して責任を負わせるものとする。

1 1 完了実績報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、その日から 30 日以内又は令和 7 年 10 月 31 日（金）までのいずれか早い日までに完了実績報告書（別添様式）に以下の成果物を添付して発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- （１）事業報告書（A 4 判、カラー） 1 部
- （２）作成資料・参考資料一式
- （３）記録映像・画像電子データ（CD-ROM 1 枚）

記録映像については、後日録画データとして一般公開できる形で納品すること。

- （４）収支決算書
- （５）その他必要資料

1 2 追完請求権

- （１）発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- （２）（１）の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

1 3 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1 4 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別添様式

完 了 実 績 報 告 書

年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

鳥取県西部地震 25 年シンポジウム開催業務について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業報告書（A 4 判、カラー） 1 部
- 2 作成資料・参考資料一式
- 3 記録映像・画像電子データ（CD-ROM 1 枚）
- 4 収支決算書
- 5 その他必要資料

(別紙 1) 予約済み会場付帯設備一覧

名称	数量
スピーカーセット	1 式
ワイヤレスマイク (ハンド型)	4 本
有線マイク	6 本
マイクスタンド (卓上)	8 台
マイクスタンド (床上)	1 台
PC 音声出力ケーブル	1 本
演台	2 台
プロジェクター	1 台
スクリーン	1 台

(別紙2) 会場図面

